

岡山県みどりの食料システム戦略基本計画 新旧対照表

※下線：変更した箇所

新	旧
岡山県みどりの食料システム戦略基本計画 令和5（2023）年3月17日制定 令和7（2025）年2月28日変更 <u>令和7（2025）年 月 日変更</u> 岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市 笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市 備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市 美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町 矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町 西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4（2022）年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項の規定により、この基本計画を策定する。 1 岡山県農林水産業の概要 省略 2 環境保全型農林水産業への取組 省略 3 基本計画策定の背景 省略	岡山県みどりの食料システム戦略基本計画 令和5（2023）年3月17日制定 令和7（2025）年2月28日変更 岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市 笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市 備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市 美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町 矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町 西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4（2022）年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項の規定により、この基本計画を策定する。 1 岡山県農林水産業の概要 省略 2 環境保全型農林水産業への取組 省略 3 基本計画策定の背景 省略

4 基本計画の内容 (1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷低減に関する目標 省略 (2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項 化学肥料や農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農産物」や化学肥料・農薬の使用を低減する取組を広げるとともに、農産物の安全性確保につながる国際水準GAP（農業生産工程管理）の普及や化学肥料・農薬の適正使用の徹底等を通じて環境保全型農林水産業を推進するとともに、次に掲げる事業活動に取り組む。 <u>削除</u> ア 国際水準以上の有機農業の推進の取組を行う事業活動（1号活動） 次の生産方式による農産物の生産を行う取組を進める。 ①おかやま有機無農薬農産物 有機JAS規格（植付け前等2年以上の使用禁止資材を不使用、使用禁止資材の飛来防止措置の実施等）を満たした上で、化学肥料や農薬を一切使用しない。 ②国際水準以上の有機農業 有機JAS規格を満たしていること。 <u>削除</u> イ 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動） 各農作物における持続性の高い農業生産方式の導入にあたって、①有機	4 基本計画の内容 (1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷低減に関する目標 省略 (2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項 化学肥料や農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農産物」や化学肥料・農薬の使用を低減する取組を広げるとともに、農産物の安全性確保につながる国際水準GAP（農業生産工程管理）の普及や化学肥料・農薬の適正使用の徹底等を通じて環境保全型農林水産業を推進するとともに、次に掲げる事業活動に取り組む。 <u>※別紙1「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3（2021）年3月策定）」71ページ参照</u> ア 国際水準以上の有機農業の推進の取組を行う事業活動（1号活動） 次の生産方式による農産物の生産を行う取組を進める。 ①おかやま有機無農薬農産物 有機JAS規格（植付け前等2年以上の使用禁止資材を不使用、使用禁止資材の飛来防止措置の実施等）を満たした上で、化学肥料や農薬を一切使用しない。 ②国際水準以上の有機農業 有機JAS規格を満たしていること。 <u>※別紙2「岡山県有機農業推進計画」（令和5（2023）年3月策定）参照</u> イ 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動） 各農作物における持続性の高い農業生産方式の導入にあたって、①有機
---	---

質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の取組を進める。 また、実施計画の作成に当たっては、上記①～③の区分に記載された技術からそれぞれ、1つ以上の技術が実施されていること。各技術の詳細は「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」の別表に定められた各品目ごとの持続性の高い農業生産方式の内容、使用の目安、慣行レベルを参考とすること。 <u>削除</u> ウ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動） 省略 エ その他の環境負荷低減に資する事業活動（3号活動） 省略 （3）特定区域 <u>真庭市（別紙1）、新庄村（別紙2）</u> （4）環境負荷低減事業活動の実施に当たり活用することが期待される基盤確立事業の内容に関する事項 省略 （5）環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物については、これに加えて追加的コスト（労働賃も含めた掛かり増し経費）や高度な生産技術が	質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の取組を進める。 また、実施計画の作成に当たっては、上記①～③の区分に記載された技術からそれぞれ、1つ以上の技術が実施されていること。各技術の詳細は「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」の別表に定められた各品目ごとの持続性の高い農業生産方式の内容、使用の目安、慣行レベルを参考とすること。 <u>※別紙3「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」参照</u> ウ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動） 省略 エ その他の環境負荷低減に資する事業活動（3号活動） 省略 （3）特定区域<u>を定めるにあつては、次に掲げる事項</u> <u>別紙のとおり</u> （4）環境負荷低減事業活動の実施に当たり活用することが期待される基盤確立事業の内容に関する事項 省略 （5）環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物については、これに加えて追加的コスト（労働賃も含めた掛かり増し経費）や高度な生産技術が
---	--

必要である一方で、それを販売価格に転嫁するのが難しいといった課題がある。 このため、こうした生産現場の努力や環境に配慮されて生産された農林水産物の価値について消費者の理解を深める活動を推進し、付加価値を付けた農林水産物の販路拡大を実施することとする。 特に、表示が可能な有機農産物については、次のような項目につき積極的な取組を展開することとする。 ・販売機会の多様化に向けた施策 ・消費者等の理解増進に向けた施策 ・有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策 <u>削除</u> (6) 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項 省略 5 本計画を作成するに当たり参考とした計画 別添1 「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和7(2025)年3月策定） 別添2 「岡山県有機農業推進計画（令和5(2023)年3月策定）」 別添3 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」 別紙 1 特定区域の計画（真庭市） 省略	必要である一方で、それを販売価格に転嫁するのが難しいといった課題がある。 このため、こうした生産現場の努力や環境に配慮されて生産された農林水産物の価値について消費者の理解を深める活動を推進し、付加価値を付けた農林水産物の販路拡大を実施することとする。 特に、表示が可能な有機農産物については、次のような項目につき積極的な取組を展開することとする。 ・販売機会の多様化に向けた施策 ・消費者等の理解増進に向けた施策 ・有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策 <u>※それぞれの項目の詳細は、別紙2「岡山県有機農業推進計画」P6～7参照</u> (6) 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項 省略 5 本計画を作成するに当たり参考とした計画 別紙1 「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3(2021)年3月策定）」 別紙2 「岡山県有機農業推進計画（令和5(2023)年3月策定）」 別紙3 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」 別紙 特定区域の計画（真庭市） 省略
---	---

別紙 2

特定区域の計画（新庄村）

1 特定区域の区域

（1）区域

新庄村全域

（2）当該区域の特性及び区域設定の理由

新庄村は、大山南麓の岡山県の北部に位置し、中国地方で最も人口の少ない山間地域の自治体（767 人、令和 7 年 5 月時点）である。また、本村は岡山県一級河川旭川の源流が流れ、村域の約 90%を山林が占めており、農地は約 3%（187.7ha、令和 7 年 7 月時点）と限られている。農業については、水稻が盛んであり、特に、もち米については、「お餅といえば、新庄村のひめのもち」として県下では広く特産品として認知を得ている。

当該地区では、約 30 年前からアイガモ農法等による有機米の生産に取り組まれており、おかやま有機無農薬農産物の認証取得も進められている（3.4ha、令和 7 年 7 月時点）。生産した有機米は、村内の保育所へ安定供給を行うほか、域外消費者への直接販売やふるさと納税返礼品としても広く流通している。

しかしながら、生産者の努力に委ねられており取組の維持・拡大には限界があることから、今後は、村内の関係者一体となりこれまでの取組を発展させ、「環境に配慮した循環型農業を実践する村」の確立とマーケットに選ばれる有機農産物の産地化を目指し、新たな生産技術の導入や新規就農者の確保・育成体制の整備、企業等と連携した消費拡大の取組を進め

新設

るとともに、これらの取組を通じて村内農地の利活用と産業活性化、そして、人口減対策につなげていく。

2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

有機農業の産地化を図るため、本村や生産者、一般社団法人新庄村農業公社、株式会社メルヘン・プラザ等の関係機関・団体等が参画する「新庄村有機農業振興協議会」を中心に、有機ほ場の団地化を目指すとともに、地域ぐるみで次の取組を推進する。

ア 有機農業の取組拡大

有機栽培に係る技術講習会や研修会の開催、スマート農業技術等の実証や導入を通じて生産性の向上を図り、新庄村農業公社及び生産者部会と連携して地域おこし協力隊や移住者等の栽培技術習得を支援し、有機農業の取組面積拡大と有機農産物の安定供給につなげる。

イ 有機農産物の販路開拓

生産者、流通業者、加工業者などの村内外の関係者が連携し、外部有識者からの助言等を受けながら、有機農業に関する実態を共有するとともに、適当な販売先の選定や出荷体制の構築を含めた今後の対応について議論し、実態に即した販路開拓を進める。

ウ 有機給食の推進

村内の小中学校に、有機米や有機野菜を使った有機給食を提供するため、関係機関を通じた生産者との調整を行うとともに、子供たちへの食育を通じて本村の有機農業の取組や環境保全への意識を育み、域内消費の活性化につなげる。